

くらふる事業 マイホーム奨励金



戸建て住宅取得奨励金

◆「くらふる事業マイホーム」とは、定住の促進に伴う人口増加及び地域活性化を図ることを目的とし、子育て世代で戸建て住宅を新築し、むかわ町に定住するものに対して助成します。

※子育て世代とは・・・

- ①18歳未満の子供が1人以上同居している世帯
- ②50歳未満の世帯

【対象者】

- 町民で、むかわ町内に新築戸建て住宅を建築する方
- 町外者で、むかわ町内に新築戸建て住宅を建築する方

【条件等】

- 令和5年4月1日以降の契約が対象
- 5年間の定住誓約の取り交わし
- 住宅新築にあたり、他の制度趣旨が類似する補助金・移転補償等を受給していないこと
- 税等の滞納がないこと
- 1,500万円以上（税抜）の工事費が助成対象
- 床面積50㎡以上等

戸建て住宅新築

【助成期間】 令和5年度～7年度まで

【助成内容】 1戸当たり**150万円**の定額助成

（うち、**50万円**は**町金券**にて交付）



加算項目



①土地取得費 （**20万円**の定額助成）

- ・町外者の方が土地を取得し、新築する場合に加算
- ・200万円以上の土地取得費を対象

②移住世帯費 （**10万円**の定額助成）

- ・5年以上むかわ町に住民登録がなく移住する予定の世帯、または移住し、転入後3年以内の世帯（フラワーハイツ（子育て支援住宅）は特例あり

③子育て支援費 （**10万円**の定額助成）

- ・18歳以下の未就労の同居者1名につき…

④脱炭素設備設置費（**10万円**の定額助成）

- ・町が指定する設備に対して…